

質問回答書

令和7年4月22日

案件名：高岡市窓口案内・予約システム導入業務

質問提出期限までに、お寄せいただいた質問に対する回答は以下のとおりです。

なお、質問提出期限を過ぎているため、新たな質問又は回答に対する再質問は受付いたしません。

No	項目	質問	回答
1	実施要領 3 プロポーザル参加資格要件	本プロポーザルは、「プロポーザル参加資格要件」の項目に該当していれば、高岡市入札参加資格がなくとも参加できるか。	本プロポーザルにおいては、高岡市の入札資格の有無は問わない。
2	実施要領 3 プロポーザル参加資格要件	弊社は、会社として代理店政策を取っており、特に国の機関や地方自治体への導入は、地元の代理店と組む導入スタイルを採用している。 そのようなスタイルで多数の導入実績を有しており、本プロポーザルにおいても代理店で導入するスタイルを採用したいが、3 プロポーザル参加資格要件（6）の実績として認められるか。	提案するシステムのメーカーの導入実績も参加する代理店の導入実績として認める。
3	実施要領 6 提案書の作成について	「ア 提案書は、ページ数は30ページ以内とする」とあるが、提案書表紙（様式第5号）は、30ページに含まれない認識でよいか。 また、目次を入れる場合は、30ページの1枚に含まれるか。	提案書表紙（様式第5号）は30ページに含まない。 目次は30ページに含む。
4	実施要領 5 各項目の事務手続き 6 提案書の作成について	5 - (5) 二次審査（プレゼンテーション審査）の「オ プレゼンテーションでは、企業名を伏せて説明を行うこととする。プレゼンテーションに使用する資料等には、企業名、企業ロゴ等を記載しないこと。」、6 - (1) 全般事項の「エ 提案書には、企業名、企業ロゴ等を記載しないこと。」とあるが、商品名も記載不可か。	商品名から企業名を推測できる場合があることから、商品名も記載不可とする。
5	仕様書 5 システムの構成機器 (4)呼出番号表示用端末 (ノート型)	呼出番号表示用端末（ノート型）について「6 機能要件等」の記載内容を満たしている場合、専用端末はなしでも問題ないか。	機能要件を満たす場合には、「5 システムの構成機器」は必ずしも必要ではないが、1階と2階で表示内容を変えたり、職員で表示メニューのメンテナンスができることが望ましいため、そのうえで専用端末の有無を判断し提案いただきたい。

No	項目	質問	回答
6	仕様書 5 システムの構成機器 (5)バックヤード用端末 (ノート型)	バックヤード表示用端末（ノート型）について「6 機能要件等」の記載内容を満たしている場合、専用端末はなしでも問題ないか。	機能要件を満たす場合には、「5 システムの構成機器」は必ずしも必要ではないが、課ごとにで表示内容を変えたり、職員で表示メニューのメンテナンスができることが望ましいため、そのうえで専用端末の有無を判断し提案いただきたい。
7	仕様書 5 システムの構成機器 (8)証明書交付・会計用端末 (9)証明書交付・会計用大型モニター	証明書交付・会計用大型モニターは単独システムでよいか。 また、「証明書交付」も混雑配信は必要か。 「証明書交付」の来店予約は対象外としてよいか。	証明書交付・会計大型モニターは、発券、番号呼出及びバックヤード等との連動は想定していない。 なお、「証明書交付」は、混雑配信及び来店予約の対象として想定している。
8	仕様書 6 機能要件等 (3) 呼出番号個別表示器	呼出番号個別表示器の設置は必須か。 待合用の大型モニターにてお呼び出しと表示案内を行うことができれば、設置は必要ないか。	呼出番号個別表示器の設置は必須ではないが、本市では仕様書「3 目的」に記載のとおり「窓口利用者が迷わない円滑な案内」を重視している。待合用の大型モニターのみではどこから呼び出されているのかわかりにくいのではないかと懸念により個別表示器の設置を想定している。
9	仕様書 6 機能要件等 (3) 呼出番号個別表示器	呼出番号個別表示器は、カウンター等にクランプ方式で設置することは可能か。 できない場合は、現行の取り付け方法をご教授ください。	現在、案内システムは1階市民課のみに導入しており、市民課では個別表示器は窓口カウンターにクランプ方式で設置している。今回の導入では、未導入のカウンターも含むため、クランプ方式で設置できない場合は、他の方式を提案いただきたい。
10	仕様書 6 機能要件等 (4)呼出番号表示用端末、呼出番号表示用大型モニター	呼出番号表示用大型モニターへの表示内容は、システム（フロア）毎に、共通の表示内容でよいか。 課毎の個別表示が必要な場合、2階の表示方法についてお教えください。	呼び出し番号表示用大型モニターへの表示については、フロア毎に共通の表示内容で構わない。
11	仕様書 6 機能要件等 (5)バックヤード用端末、バックヤード用モニター	「番号札が発券された際、点滅及び音で通知する機能があること」とあるが、通知する機器はバックヤードモニターでなければならぬか。 ご提案するシステムは番号札が発券された際、番号呼出用操作端末より音で通知する機能があるが、こちらで代替可能か。	通知する機器は、バックヤード用モニター（バックヤード用端末）であることを想定している。番号が発券された際、バックヤードで業務している職員が、窓口を訪れた方へスムーズに対応したり、混み具合により窓口の応援に入るなどの対応を行うため、フロントの操作端末の音での通知のみでは不十分であると考える。

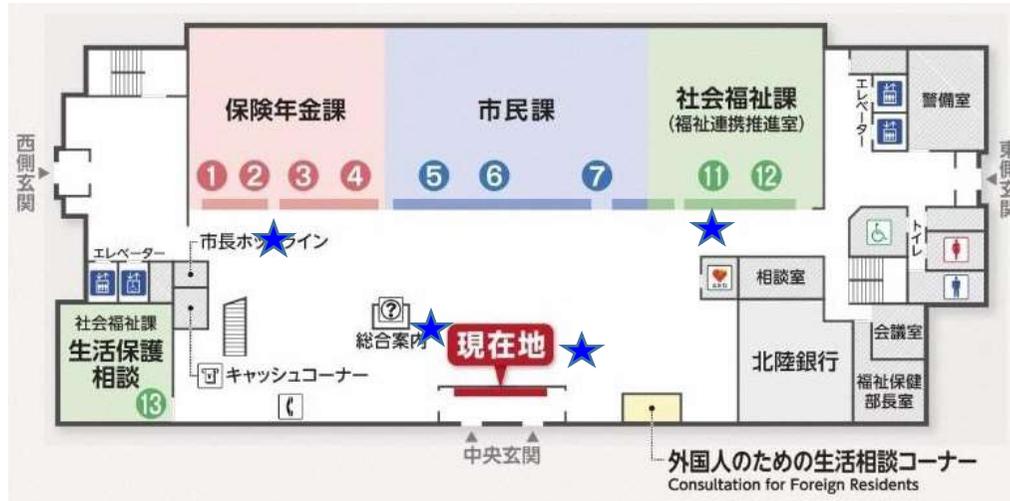
No	項目	質問	回答
12	仕様書 6機能要件等 (5)バックヤード用端末、 バックヤード用モニターのモニター	バックヤード用モニターへの表示内容は、システム（フロア）毎に、共通の表示内容でよいか。 設置課毎の個別表示が必要とした方がよいか。	バックヤードモニターの表示内容は、課ごとの内容を表示することを想定している。
13	仕様書 6機能要件等 (4)、(5)、(6)	大型モニター5台、バックヤードモニター7台、交付用モニター1台はそれぞれ天吊り、壁掛け、フロアスタンドのどの方式で設置する想定か。	基本的には、天吊りもしくは壁掛けを想定している。ただし、建物の構造上、場所によっては取り付けが難しい場合にはスタンド式とする。現在、2階に設置の呼出番号表示用大型モニターについては天井の高さ上、スタンド式になるのではないかと考えている。
14	仕様書 6機能要件等 (8)WEB機能	「窓口案内」と「予約」はシステムの的に連動している必要はあるか。 また、来店予約システムの「予約番号」と、窓口案内システムの「受付番号」が異なる場合、問題ないか。	窓口案内システムと予約システムとの連動は、機能要件として必須とはしていないが、本市では仕様書「3 目的」に記載のとおり「窓口利用者が迷わない円滑な案内」や「職員の業務効率化」を重視していることから、そのような観点で評価を行う。
15	仕様書 6機能要件等	1階と2階のシステムは連動させて運用する想定か。 (1階から2階にいる来庁者を呼び出すなどの想定があるかどうか) 1階と2階は、フロア毎の単独システムでも問題ないか。	1、2階の連動は、機能要件として必須とはしていないが、本市では仕様書「3 目的」に記載のとおり「窓口利用者が迷わない円滑な案内」を重視していることから、そのような観点により評価を行う。例えば、1階での手続きの後に、2階での手続きがある場合、来庁者が迷わないようスムーズに案内できることが望ましい。
16	その他 (導入作業)	設置・導入の作業は土日作業となるか、それとも平日の夜間作業となるか。	工事等による音が出るのが想定されるため、設置導入作業は、土日の作業を想定している。
17	その他 (設置場所)	モニター設置等工事が発生すると思われるが、壁や天井にアスベストは使われているか。	壁・柱にはアスベストは使われていない。 天井は、石膏ボードに微量のアスベストが含まれている。等級としては一番低いレベルであり、金具等を固定する、線を通すために穴をあける程度なら問題はない。(石膏ボードを処分するとなれば相応の措置が必要になる。)
18	その他 (設置場所)	LANケーブル等の配線を行なうことが想定されるが、床はOAフロアか。	1、2階の各課の執務スペースは一部を除いてOAフロアである。 OAフロアではない場所：2階の資産税課及び長寿福祉課の一部

No	項目	質問	回答
19	その他 (設置場所)	各番号札発券機はどのあたりに設置される想定か。 また、設置場所にコンセント口は1口以上あるか。	番号札発券機の設置想定場所は、別紙のとおり。 コンセント口については、設置場所決定後、必要に応じて電源工事が必要になると考えている。(市で準備を予定)

質問回答書 ※別紙【項番19】 発券機の位置（想定）

★ : 発券機

1階



2階

